

令和6年度柏市会計年度任用職員募集案内 (福祉サービス相談支援員)

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
採用予定人数	2人
職務内容	障害福祉サービス等に関する相談，それに関連する事務補装具の判定，面接，申請相談，補装具費支給に係る受電・架電・窓口対応，パソコン入力作業 日常生活用具の申請相談，受電・架電・窓口対応，パソコン入力作業
勤務地	障害福祉課 (柏市柏五丁目10番1号(柏市役所別館2階)) 判定場所は，市外(我孫子市)

2 任期

採用日から令和7年3月31日まで(1年間)

ただし，人事評価が良好な場合，令和7年度の更新の可能性あり。

※1 任用(採用)開始日から1月(1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで)を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1,650円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.225月分(令和6年4月に新規採用された場合の6月分は，0.3675月分)の報酬金額(時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。)に相当する期末手当を支給

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上であり，週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.025月分(令和6年4月に新規採用された場合の6月分は，0.3075月分)の報酬金額(時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。)に相当する勤勉手当を支給

※報酬単価・期末手当の支給割合は，人事院勧告がなされた場合，任期中であっても変更の可能性あり

(4) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり7時間(時間外勤務：無)

(午前8時30分から午後4時30分まで，休憩時間：60分)

※勤務時間については原則，上記のとおりとするが，希望により，1日6～7時間の間で応相談

イ 勤務日 1週間当たり4日から5日勤務

※勤務日については原則，上記のとおりとするが，希望により応相談

ウ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、(4)で原則とする勤務条件の場合は7日）及び特別休暇（夏季休暇，忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有※

イ 雇用保険の適用 有※

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有※

※(4)で原則とする勤務条件の場合。応相談により勤務条件を変更する場合，各保険の適用の有無についても変更となります（社会保険，雇用保険の対象外とする勤務体系も可）。

4 受験（応募）資格

(1) 下記ア～ウの全ての要件に該当すること。

ア 社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち，いずれかの資格を有する方。

イ 普通自動車運転免許を有し運転が可能な方。

ウ パソコンで文章作成可能な方。

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

※ 年齢要件は，定めないものとする。

5 選考試験の実施日，実施場所，試験種目及び試験内容

試験日	随時	詳細は，受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市役所	
試験種目・試験内容	書類審査	選考申込書に基づき，採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査する。
	小論文	小論文（400字程度）にて記述力，表現力等を審査する。 課題：「あなたが福祉サービス相談支援員として，障害福祉サービス等の相談に対応する際，どのような点を心掛けて取り組みますか。これまでの経験を踏まえて論じてください。」

6 申込（応募）方法

柏市福祉部障害福祉課福祉サービス担当宛てに電話連絡を行ってください。

- (1) 申込受付期間
随時（合格者が決定次第，終了）
- (2) 申込先
柏市福祉部障害福祉課（〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号）
電話 04-7167-1136
- (3) 提出書類（電話にて申込み後，提出書類）
 - ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書（指定の用紙を用いること）
 - イ 小論文（指定の用紙を用いること）
 - ウ 資格・免許等証明書（写）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
可否については，選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職
応相談・福祉サービス相談支援員
- (3) 採用（合格）の取消し
4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合，採用（合格）を取り消すものとする。